

## 日本周産期・新生児医学会 学術集会における取材規定

### (総則)

第1条 日本周産期・新生児医学会（以下、本法人という）として、学術集会における取材規定を定める。

2. 本法人の学術集会において取材活動を行おうとする者（以下、取材者という）は、別に定める取材要項に規定されている手続きを取ること、及び取材要項の定める取材活動上の規定を遵守することを求める。

3. 本法人は、取材要項を遵守することを誓約する取材者に対してのみ取材を許可する。

4. 取材要項は学術集会長が定めることができる。

### (取材対象)

第2条 本法人学術集会における取材対象を以下のように規定する。

- i) 座長・発表者
- ii) 参加者
- iii) 大会事務局
- iv) 協賛企業等の団体
- v) その他取材要項に規定されたもの

### (取材許可)

第3条 取材申請については、学術集会長がこれを許可する。学術集会長は、諾否の判断にあたり、理事長の意見を求めることができる。

2. 取材申請に対する許可については、学術集会運営事務局（以下、運営事務局という）より取材申請者に通知する。

3. 取材によって得たすべての取材内容（録音・撮影を含む）は、取材申請書に記載された成果物作成の目的のみに使用し、それ以外の目的での使用は認めない。

### (取材申請)

第4条 取材申請者は、運営事務局に事前取材申請を行う。

2. 事前取材申請は学術集会開催初日の8日前までに、別に定める取材申請により申請を行う。取材許可を得ていない取材は許可しない。

3. 事前取材申請をしていない取材を希望する場合は、以下の規定に従う。

- i) 取材対象ならびに座長への取材許可を、取材要項に従い取材申請者が得る
- ii) 前項の文書と取材申請書を添えて学術集会長に提出する

(取材内容の公表)

第5条 取材内容の公表は，取材申請書に記載した媒体（雑誌・Web等）に限り，取材申請者のみが公表できる。

2. 取材申請者には，科学的根拠に基づき，真摯な姿勢での取材内容の公表を求める。

(取材内容公表後)

第6条 取材申請者は，取材内容公表後は取材要項の規定に従わなければならない。

(罰則)

第7条 取材申請者が，取材要項に定められた規定に違反したと学術集会長が判断した場合は，理事会の議を経て，5年間学術集会の取材を許可しない。

(改正)

第8条 本規定は，理事会の議を経て変更できる。